


平成30年度尾道市グリーン購入基準

※単価契約欄の「○」は、その物品が購入基準を満たすことを示す。

区分	番号	物品名	単価契約	購入基準	
①紙類	1	コピー用紙	○	古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式により総合的に評価した、総合評価値80以上	
	2	色模造紙	○	古紙パルプ配合	
	3	インクジェットカラープリンター用塗工紙		古紙パルプ配合率70%以上	
	4	トイレトペーパー	○	古紙パルプ配合率100%	
	5	ティッシュペーパー	○		
②文具類	1	シャープペンシル	○	【事務用品共通】 次の基準に適合すること。	(グリップ)再生ラバー 残芯が可能な限り少ないこと。
	2	シャープペンシル替芯	○		【基準は容器に適用】
	3	ボールペン(ボールペン、多機能ボールペン等)(詰替え用の芯を除く)	○	[基準] 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たし、かつ、右の要件を満たすこと。	芯が交換可能
	4	マーキングペン(蛍光ペン、油性・水性マーカー、ホワイトボード用マーカー、筆ペン等)(詰替え用ペン芯を除く)	○		消耗品が交換又は補充可能
	5	鉛筆(色鉛筆を含む)	○	①プラスチック: 再生プラスチックをプラスチック重量の40%以上使用	
	6	スタンプ台	○		インク又は液が補充可能
	7	朱肉(補充用朱油を除く)	○	②木質:間伐材、端材等の再生資源又は合法材を使用	再生プラスチック70%以上*1 インク又は液が補充可能
	8	印箱			
	9	回転ゴム印	○	③紙:紙の原料が古紙パルプ配合率50%以上	
	10	定規(三角定規、分度器を含む)			
	11	消しゴム	○	【参考】	【基準は巻紙(スリーブ)又はケースに適用】
	12	ステープラー(ホッチキス)(針を用いない方式を含む)	○	購入時は、エコマークの認定製品又はグリーン購入法の適合製品であるかを確認すること。	廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫されていること。
	13	ステープラー針リムーバー(ホッチキス針はずし)			
	14	連射式クリップ(本体)(ガチャック等)		エコマーク	再生プラスチック70%以上*1
	15	事務用修正具(テープ)(交換用テープカートリッジを除く)	○		再生プラスチック70%以上*1 消耗品が交換可能
	16	事務用修正具(液状)			【基準は容器に適用】
	17	クラフトテープ(紙製)	○		(テープ基材)古紙パルプ配合率40%以上*2 粘着剤が水分又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
	18	布粘着テープ	○		(テープ基材)再生プラスチック40%以上
	19	両面紙粘着テープ	○		(テープ基材)古紙パルプ配合率40%以上*2
	20	製本テープ	○		【基準はテープ基材に適用】
	21	ブックスタンド			プラスチックの場合、再生プラスチック70%以上*1

区分	番号	物品名	単価 契約	購入基準
② 文具類	22	はさみ	○	【事務用品共通】 【基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たし、かつ、右の要件を満たすこと。 ①プラスチック：再生プラスチックをプラスチック重量の40%以上使用 ②木質：間伐材等の木材を使用 ③紙：紙の原料が古紙パルプ配合率50%以上
	23	マグネット(玉)		
	24	マグネット(バー)		
	25	テープカッター		
	26	パンチ(手動)		
	27	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)		
	28	紙めくりクリーム	○	
	29	鉛筆削(手動)		
	30	OAクリーナー(ウェットタイプ)	○	
	31	OAクリーナー(液タイプ)		
	32	ダストブロワー		【基準は容器に適用】 廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫がなされていること。
	33	レターケース		【基準は容器に適用】 内容物が補充可能
	34	メディアケース(FD・CD・DVD・MO用)		オゾン層を破壊する物質、地球温暖化係数140以上の物質及び代替フロン(ハイドロフルオロカーボン)の不使用(原則、購入禁止)
	35	OAフィルター(枠あり)		再生プラスチック70%以上*1 又は植物を原料とするプラスチックを使用
	36	丸刃式紙裁断機		再生プラスチック50%以上 又は植物を原料とするプラスチックを使用
	37	カッターナイフ	○	【参考】 購入時は、エコマークの認定製品又はグリーン購入法の適合製品であるかを確認すること。
	38	カッティングマット		廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫がなされていること。
	39	デスクマット		オレフィン系樹脂、マットの両面が使用可能
	40	OHPフィルム		オレフィン系樹脂
	41	電卓(電子式卓上計算機)		再生プラスチック30%以上*2又は植物を原材料とするプラスチックを使用
42	のり(液状)補充用を含む	○	再生プラスチック40%以上 (主電源)太陽電池 (部品)有害化学物質の不使用	
43	のり(澱粉のり)補充用を含む		【基準は容器に適用】 内容物が補充可能	
44	のり(固形)	○	【基準は容器・ケースに適用】	
45	テープのり	○	消耗品が交換可能	
46	ファイル	○	金属を除く主要材料が紙の場合 ：古紙パルプ配合率70%以上 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄が可能 【特記】 ・フラットファイル ：古紙パルプ配合率70%、樹脂製とじ具 ・パイプ式ファイル ：(表紙)古紙パルプ配合率100% (表紙材)オレフィン素材、分別廃棄可 ・黒表紙・白表紙 ：古紙パルプ配合率100% ・ファイルボックス ：古紙パルプ配合率90%	



区分	番号	物品名	単価 契約	購入基準
② 文具類	47	バインダー	○	<p>【事務用品共通】 金属を除く主要材料が紙の場合 ：古紙パルプ配合率70%以上</p> <p>表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用 又は分別廃棄が可能</p> <p>【特記】データバインダー ：(表紙)古紙パルプ配合率50%以上</p> <p>古紙パルプ配合率85%</p> <p>(表紙)古紙パルプ配合率60% (台紙)古紙パルプ配合率80% (ポケット部)PET</p> <p>主要材料が紙の場合 ：古紙パルプ配合率70%以上</p> <p>古紙パルプ配合率40%以上*²</p> <p>古紙パルプ配合率40%以上*²《窓部分には適用 しない》 プラスチック製の窓フィルムの場合 ：再生プラスチック40%以上又は植物を原材料 とするプラスチックを使用</p> <p>古紙パルプ配合率70%以上 白色度70度程度</p> <p>エコマーク </p> <p>主要材料が紙の場合 ：古紙パルプ配合率70%</p> <p>粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又 は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加 工がされていないこと</p> <p>接着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又 は細かく分散するものであること。</p> <p>再生プラスチック70%以上*¹</p> <p>オレフィン系樹脂</p> <p>再生材料を重量比で10%以上使用</p> <p>廃棄された卵の殻などの再生材料を、重量比で 70%以上使用</p>
	48	ファイリング用品(ファイル・バインダー に補充する背見出し、ポケット、仕切り 紙等)		
	49	文書保存箱	○	
	50	アルバム (台紙式、ポケット式、工事用アルバ ム)		
	51	つづりひも	○	
	52	カードケース(クリアホルダー、名刺整 理箱等)		
	53	事務用封筒(紙製)	○	
	54	窓付き封筒(紙製)		
	55	けい紙(原稿用紙、方眼紙、レポート 用紙、ルーズリーフ、計算用紙、伝票 等)		
	56	ノート		
	57	パンチラベル	○	
	58	タックラベル (宛名用ラベル、タイトル用ラベル、OA 用ラベル)		
	59	インデックス	○	
	60	付箋紙	○	
	61	付箋フィルム		
	62	黒板拭き	○	
	63	ホワイトボード用イレーザー		
	64	ごみ箱		
	65	リサイクルボックス		
	66	名札(机上用)		
	67	名札(衣服取付型・首下げ型)		
	68	鍵かけ(鍵用のフック)		
69	チョーク	○		
70	グラウンド用白線	○		
71	トナーカートリッジ	○	①使用済トナーカートリッジの回収システムがあること。 ②回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体質量 (トナーを除く)の95%以上であること。	
72	インクカートリッジ	○	③回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない 部分については適正処理されるシステムがあること。 ④グリーン購入基準を満たす用紙(使用するものに限る)に対応可 能	

区分	番号	物品名	単価契約	購入基準
③ 事務機器	1	コピー機等 (複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を含む)		<p>【事務機器等・家電製品共通】 次の基準に適合すること。</p> <p>■ 1: コピー機等・3: プリンタ等: ①グリーン購入基準を満たす用紙(使用するものに限る)に対応可能 ②リユースに配慮、特定化学物質の使用が制限</p> <p>■ ③-2: 電子計算機(パソコン): ①特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)が含有率基準値を超えないこと。 ②一般行政事務用ノートパソコンは、搭載機器・機能が簡素化されていること。</p> <p>■ ④-1: 電気冷蔵庫等: 統一省エネラベル「☆☆☆☆」以上 ノンフロン 特定の化学物質の含有情報開示 国際エネルギー省エネラベル 基準達成マーク 100%達成(緑)</p>  
	2	電子計算機(パソコン)		
	3	プリンタ等(プリンタ/ファクシミリ兼用機を含む)		
	4	ファクシミリ		
	5	スキャナ		
	6	磁気ディスク装置		
	7	ディスプレイ		
	8	シュレッダー		
	9	デジタル印刷機		
④ 家電製品	1	電気冷蔵庫等 (電気冷凍庫・電気冷凍冷蔵庫を含む)		<p>②国際エネルギー省エネラベル「☆☆☆☆」に定める基準を満たすこと ③グリーン購入ネットワークが策定した購入ガイドライン^{*3}を満たすこと</p>
	2	テレビ 統一省エネラベル「☆☆☆☆」以上		
⑤ 照明	1	蛍光灯管(直管型で大きさが40形のもの)	○	<p>高周波点灯専用形(Hf)又はラピッドスタート形、スタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと ①エネルギー消費効率、ランプ効率で85lm/w以上であること。 ②演色性は平均演色評価指数Raが80以上であること ③管径は32.5(±1.5)mm以下であること ④水銀封入量は製品平均5mg以下であること ⑤定格寿命は10,000時間以上であること</p> <p>LEDランプであること</p>
	2	電球形状のランプ		
⑥ 自動車	1	<p>普通自動車 小型自動車 軽自動車</p> <p>※ただし、二輪車、重量車(車両総重量3.5トン超)を除く</p> <p>燃費基準の達成を示すマーク</p>  <p>低排出ガス車認定のマーク</p> 		<p>①電気自動車、②天然ガス自動車、③ハイブリッド自動車、④プラグインハイブリッド自動車、⑤燃料電池自動車、⑥水素自動車、⑦クリーンディーゼル自動車</p> <p>⑧ガソリン車(ディーゼル車、LPガス車は除く)については、次の基準レベルを満たすもの</p> <p>[基準レベル]</p> <p>■ 軽乗用車</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃費基準 : 平成32年度燃費基準達成車 低排出ガス車 : 平成17年基準排出ガス75%低減 <p>■ 軽貨物車 ※軽ダンプは除く</p> <ul style="list-style-type: none"> 低排出ガス車 : 平成19年排出ガス規制適合車

区分	番号	物 品 名	単価 契約	購 入 基 準
⑦ 制服 ・ 作業 服 等	1	制服		ポリエステル繊維を使用した製品は、再生PET樹脂が製品全体重量比で10%以上使用
	2	作業服		
	3	作業手袋(軍手)	○	ポリエステル繊維を使用した製品は、再生PET樹脂が製品全体重量比で50%以上使用 ^{*4} (すべり止めの塗布加工部分を除く。)
	4	作業手袋(ゴム手袋)		

- * 1 ポストコンシューマー材料(製品として使用後に廃棄された材料又は製品)からなる再生プラスチックの場合は、製品全体重量の60%以上使用
- * 2 共通基準に代えて適用する。
- * 3 グリーン購入ネットワークが策定した購入ガイドラインは、下のホームページを参照すること。
<http://www.gpn.jp/econet/> [エコ商品ねっとホームページ]
- * 4 ポストコンシューマー材料からなる繊維が含まれる場合は、製品全体重量比(すべり止めの塗布加工部分を除く。)の50%以上使用。

注1)グリーン購入基準には、リース・レンタル契約を含むことに注意すること。

注2)「判断の基準」及び「配慮事項」については、「環境物品等の調達に関する基本方針(平成25年2月)」を参照すること。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>